

会 議 要 旨

- 1 会 議 名 北九州市人権施策審議会第五回会議
- 2 議 題 「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」
- 3 開 催 日 時 平成16年3月30日(火)
14時00分 ~ 17時25分
- 4 開 催 場 所 総合保健福祉センター「アシスト21」
6階 61会議室
- 5 出席した者の氏名
(委 員) 稲積謙次郎会長
ほか、委員11人 計12人
(事務局) 保健福祉局人権企画部長
ほか事務局関係者8人 計 9人
- 6 非公開とした理由 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項
を審議するため
- 7 議題、議事の概要
(1) 議事
ア 北九州市における外国人の人権について
イ 北九州市におけるHIV感染者等の人権について
ウ 北九州市におけるその他の人権について

【委員からの意見等】

<外国人の人権>

外国人を含め、人権問題の解決を進めていく上では、行政が取り組む様々な施策だけでは救済できない人たちをどうするのかということを考える必要があるのではないかと。

外国人だけでなく、他の人権問題にも共通することだが、自分ではわかったつもりでも、どこかでそれを受け入れていないという、潜在的な、心の中の差別の意識を解消していかないと真の差別の克服にはならない。

結婚生活も長くなり、日本人家族の一員として受け入れられている外国人の方でも、外国人であるという理由で時には家族から疎外されるという悩みを抱えている。そんな外国人の方がいつでも相談にいける地域に根ざした身近な場所が必要である。例えば、地域に根ざした公的な施設である市民福祉センターや公民館がこのような相談機能をもってほしい。

市内では留学生を支援する地域住民のボランティアグループが立ち上がっている。交流を通じて地域で一緒に仲良く暮らす方法について試行錯誤しており、外国人の人権を考える上で、地域住民の果たす役割は大きい。

今、個性の違いを認め合うということが言われ始めているが、違いを認め合いながら共存するためにはどうすればよいのかを考えていく必要がある。自分の意見を主張するだけでなく、相手の立場になって考えるということが達成できるようなプログラムづくりが必要である。

北九州に住む外国人がどんなサポート・支援を必要としているのかを、どこが、どのように把握し、支援していくのか、その支援のためのネットワークづくりができ上がっていない現状がある。

生まれた時から日本の文化の中で育った外国籍の子どもたちでも、子ども同士のけんかの場等で外国籍を理由に差別されることがあるが、その差別意識を植えつけるのは大人社会であることを認識すべきである。

外国人の子どもであれば、日本語の語彙が少なく勉強についていけなくなる。成人であれば、仕事に就けないという状況が出てきており、言葉の壁の問題は大きい。

市内のいろいろなところで日本語教室が開かれている等、外国人を支援する活動が外国人を含めて市民に十分知られていない現状がある。

行政でできる範囲は限られているので、ボランティア等関係者とのネットワークが必要になってくる。また、そのネットワークに市民がアクセスするにはどうすればいいかという、制度と市民をつなぐということが、今後、重視されなければならない課題である。

ボランティア団体が長く活動するためには、そのための場所や資金が問題となる。ボランティア活動に対する支援制度もあるので、そういう情報を得るために、ボランティア団体間の情報交換が必要である。

外国人やドメスティックバイオレンスといった個別の問題に対する相談窓口はあるが、窓口間の連携がないのでスムーズな解決につながりにくい。相談窓口のネットワーク化が必要ではないか。

平成16年度に実施する外国人市民の実態調査を踏まえて、市の国際化施策に反映するようだが、市民の意見を十分把握した上で、市民のニーズにあった良い施策を考えるようにしてほしい。

外国人登録をしていないオーバーステイの外国人の問題にも注意を払ってほしい。

国際化というのは必ずしも良い意味だけではなく、警察の範疇に入るような事件が行き交うことも考えられる。行政もアンテナを高く張って、北九州市に住むすべての人たちが暮らしやすいまちになるように、常に世界の情報をも掴みながら、取り組みを進めてほしい。

< HIV感染者等の人権 >

HIVに限らないが、感染予防の手段や早期発見により進行を阻止できるということを的確に周知するための教育をする必要がある。知識として理解しても実際の行動に結びつくのは難しいが、行動変容につながる伝え方をしていくことが重要である。

子どもの性行動については、性教育の果たす役割が大きい。

性教育は予防教育になりがちで、子どもの性行動を変える教育になっていないのではないかと感じる。また、子どもたちには性の問題を心と体、命や生きるということと一緒にして考えさせることから教育する必要がある。性教育は教師や学校現場がそのあり方についてしっかり考えなければいけない問題である。

エイズの問題でもハンセン病の問題でも、中途半端な知識が凶器になった、「知ってるつもりの差別」、あるいは「差別したつもりのない差別」が特色である。しかし、これは全ての差別に共通の本質ではないかと感じる。人権に関して科学的な認識を徹底させ、中途半端にならないような教育・啓発の必要性を痛感する。

HIVが他の問題と異なる点は、本人あるいは医療機関から感染者であるという情報が出ない限り、わからないということであり、感染者は息を潜めて

生活している場合が多く、精神的にデリケートになっている。また、就職時の健康診断等も問題になるが、感染していることを堂々と言っても差別を受けない社会が、本当に差別のない社会である。

感染者を支えるという意味では、H I V感染者のセルフヘルプグループが必要である。北九州でもそれを民間主導でどう立ち上げていくかを考える必要があるのではないかと。

社会的モラルを向上させるためには、企業のリーダーや社会的地位にある人たちの行動や発言の影響力が大きいので、企業啓発においても、感染症の問題に関するウェイトをもっと置くべきである。

企業は社員選考の際に健康診断をしているが、誤った知識によって、感染者等を排除することも起こりうる。企業啓発には力を入れる必要がある。

ハンセン病元患者の方々への差別の場合も含めて、差別をなくすためには、差別を受けている方々を理解していくことが重要である。そのためには、1対1で直接触れ合って理解を進めることが大事であり、行政としても、そういう場をつくっていく必要があるのではないかと。

差別をなくしていくには、指導的立場にある人の人権意識が非常に重要である。そのため、啓発を進める上では、特に指導的立場にある方の啓発を重視する必要がある。

苦しんでいる人々の状況がわからないままで、いかに教育や啓発をしても、差別をされて苦しんでいる人々の姿は見えてこない。地域の中でお互いに認め合いながら一緒に暮らしていくというような経験によってこそ、真の理解が進み、人権意識が芽生えるのではないかと。また、子どものうちからそういう体験をさせていくことも必要ではないかと。

<その他の人権（ホームレス）>

ホームレスの支援については、状況によっては就労機会の提供等も含めて、柔軟に対応する必要があるのではないかと。

ホームレス（住所不定）であるという理由で生活保護が適用されないことがないようにしてほしい。

ホームレスの中には自立支援を望まない方もいるということが課題である。

大阪ではNPOがホームレスの支援として雇用対策もしており、このようにNPOの活動は柔軟性がある。そういうエンパワーメント（能力開化）したNPOを行政としてはバックアップしていくことも大事である。

ホームレスの人々は、経済的理由からのみホームレスになっているわけではない。そのため、支援に当たっては、ネットワークをつくり、それぞれのケースに応じて、きめ細かい相談体制で臨むことも必要である。

北九州市がホームレスの支援センターをつくるに当たって、地域住民と対話を重ねて、理解を得たということは一つの財産である。しかし、世間では若者によるホームレス襲撃事件も頻発していることから、今後は施設入所者と地域住民との関係、特にその地域に暮らす子どもたちの理解をどう進めていくのか、教育・啓発の視点も含めた施策展開をしてほしい。

- 8 問い合わせ先 保健福祉局人権企画部同和对策課企画調整係
電話番号（５８２－２４４０）